

2024年度②

# 刑 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 刑 法②

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

- I 次の【事例】を読み、間接正犯における「実行の着手」時期についての利用者説および被利用者説の各論拠に触れながら、甲の罪責について論じなさい（建造物侵入罪および特別法違反の点は除く。）。

## 【事例】

- (1) 甲（35歳、女性）は、A市内のアパートにおいて、長女Y（6歳）と2人で暮らしていた。
- (2) 某月1日、甲は、Yと共に、Bが店長を務める大型スーパーマーケットC店に入り、果物コーナーを歩いていた際、陳列棚に置かれていた1房3000円の高級ブドウを手にとってYに見せながら、「あんだ、これ好きでしょ。」などと話したが、高額であったことから、Yの眼前でそのまま陳列棚に戻した。その後、甲は、何も買わずに店を出たが、その後、Yに上記ブドウを万引きさせようと考え、C店の前において、Yに対し、「さっきのブドウを持ってきて。ママはここで待っているから、1人で行ってきて。お金を払わずにこっそりとね。」と言った。それを聞いたYは、ちゅうちょしたが、甲から「いいから早く行きなさい。」と強い口調で言われたために怖くなり、甲の指示に従うことを決め、「分かった。」と言って、甲から渡された買物袋を持って1人でC店に入っていった。Yは、約10分間掛けて店内を探したが、果物コーナーの場所が分からず、そのまま何もとらずに店を出た。甲は、上記ブドウの入手を諦め、Yと共に帰宅した。

II 次の【事例】を読み、甲の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい。  
その際、遺失物等横領罪（刑法254条）にいう「横領」に必要な「不法領得の意思」の定義を示すこと（特別法違反の点は除く）。

**【事例】**

- (1) 本件自転車の所有者が本件自転車を福岡市所在の自宅アパートの駐輪場は無施錠のまま停めていたところ、令和2年4月30日（以下、断らない限り、月日の表示は同年のそれを示す。）から5月5日までの間に何者かに盗まれる被害に遭い、翌日、警察に被害届を提出した。
- (2) 甲は、5月下旬、福岡市所在の市営住宅の知人宅において生活するようになったが、その数日後、同市営住宅の駐輪場（以下「本件駐輪場」という。）は無施錠のまま停められていた本件自転車を発見し、以後、甲は本件自転車を必要に応じて乗り回し、帰宅すると本件駐輪場は無施錠のまま停めるようにしていた。
- (3) 甲は、6月8日午前9時前頃、知人と仕事の話をするため、概ね1時間程のうちには戻って来るつもりで、10分ほどの距離にあるコンビニエンスストアまで本件自転車に乗って行ったが、所用でその場を離れた知人から、仕事の話の続きをするため同コンビニエンスストアで待つようと言われて本件自転車を本件駐輪場に戻さずに待っていたところ、約12時間が経過した同日午後9時前頃、警察官から職務質問を受けたことが切っ掛けで、本件が発覚した。

なお、本件自転車につき、甲には窃盗罪は成立しないものとする。